

12月3日～9日は障害者週間です

問 障がい者福祉課庶務係

障害者週間とは、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深め、障がいのある方があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。この機会に、障がいのある方について知り、身近なこととして考えてみませんか。



障害者週間イベント

障害者施設等作品展示会

日時 12月3日（火）～9日（月） 午前8時30分～午後5時15分
※5日（木）は午後8時まで
会場 市役所1階ロビー
内容 絵画、手工芸品等の展示、施設紹介
※2階喫茶コーナーで各施設の障がいのある方が作成した製品を販売します。

サポートセンター・サロンギャラリー

市障がい者サポートセンターの活動紹介、利用者の作品展示を行います。皆さんお誘いあわせのうえ、お越しください。
日時 12月4日（水）～9日（月） 午前10時～午後4時
会場 市障がい者サポートセンター1階「憩いのサロン」

ご存知ですか？障がい者に関するマーク



聴覚障害者標識

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令に定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示するもので、表示しない場合は、道路交通法違反になります。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。



ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけた時には、記載内容を参考に、手助けや配慮の協力をお願いします。

ご利用ください～各種サービス・事業～

▷市役所手話通訳者窓口設置

聴覚に障がいがあり手話通訳が必要な方が、市役所で各種申請や手続きをする際の通訳のため、火曜日の午前9時～正午と水曜日の午後1時～4時に手話通訳者を配置しています。

▷市役所喫茶コーナー「カフェだんだん」

市内の障害者施設等に属する方々が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。いきいきとした笑顔、真心のこもった接客と料理で、皆さんのご来店をお待ちしています。

▷音声コード

文字情報を音声情報に変える2次元コードで、専用の読み上げ装置を使用すると、音声で文字情報を聴くことができます。

▷市障がい者サポートセンター

障がいのある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ること目的として、さまざまな事業を行っています。利用する場合は、登録が必要です。

所在地 大門2-261-1（☎30-0152、FAX30-0153）

開館時間 月～土曜日、祝日 午前9時～午後6時（日曜日は5時まで）

※毎月第3月曜日を除く、12月29日～1月3日は休館

▷市障害者就労支援センター

市内在住の障がいのある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、さまざまな支援を行っています。

関連する法律・条例

▷障害者差別解消法

▷障害者虐待防止法

▷障害者優先調達推進法

▷青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例

配偶者暴力のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目的とし、基本理念、市を挙げて取り組むべきこと、条例の普及や、啓発事業を実施していくことを位置づけたものです。

